

(仮称)中野区公契約条例の考え方について

区が締結する契約等(以下「公契約」という。)に関する基本的な方針を明らかにし、公契約に係る業務に従事する労働者の労働環境整備を推進するとともに、公契約の品質を確保することを旨として「(仮称)中野区公契約条例」(以下「条例」という。)を制定することとし、その条例の考え方について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 条例の必要性

区では、平成23年度から地域インフラ事業の担い手となる区内に本店を置く事業者(以下「区内業者」という。)の技術力向上、技術者の育成・確保を図ることを目的とし、区内業者が優先的に受注できるよう、地域要件を付した制限付競争入札を実施してきた。また、厳しさが増す区内経済に鑑み、本年度から制限付競争入札を拡大し、区内業者の受注機会の確保を図ってきたところである。

一方で、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により景気は厳しく、かつ、不透明な状況が続く中において、労働者の賃金水準等を含めた労働環境の整備に関する取組が求められている。

今後、公契約において労働報酬下限額を設定するとともに、労働者の労働環境の確認を行うなど、労働環境整備の取組の更なる充実を図り、地域インフラの整備に携わる建設業の中長期的な労働者の確保や大規模災害等における担い手として、区内業者の活力を将来にわたって維持・向上させることを踏まえ、区が発注する公共工事・公共サービスの品質の更なる向上を図るため、条例を制定するものである。

2 条例に盛り込む主な項目

- (1) 条例制定の目的と公契約に係る基本方針
- (2) 対象となる労働者の範囲と労働報酬下限額の設定等の規定
- (3) 対象となる公契約の範囲と公契約において定める内容
- (4) 是正措置等
- (5) (仮称)中野区公契約審議会の設置

※ 詳細は別紙のとおり

3 事業者を対象とした学習会及び懇談会の開催結果

- (1) 日時 令和3年9月5日(日)午後1時30分～午後4時30分
- (2) 講師 齊藤 徹史 氏(東北公益文科大学 准教授)
- (3) 出席者 会場：21者23人、Web：17者18人(学習会のみ)
- (4) 懇談会で出された主な意見

- ・区が労働報酬下限額を設定することに伴い、ベテランの技術者の賃金も当然上げることになる。労働報酬下限額だけでなく、全体の賃金の底上げを踏まえた予算編成をしてほしい。
- ・業務の履行場所によって賃金相場が異なる(例：観光地等)ので、そういった事情も勘案してほしい。
- ・都や近隣区の労務単価との整合が図られている賃金設定をしてほしい。
- ・自治体職員の賃金を参考にするとあるが、業務の難易度も考慮して賃金設定をしてほしい。
- ・仮に労働台帳を提出するとしても下限額の設定以外の用途に利用すべきではない。

4 意見交換会の実施

- (1) 日時 令和3年10月24日(日)午後2時～
- (2) 会場 中野区役所7階会議室

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月	条例の考え方の決定 意見交換会の実施
〃 12月	条例案に盛り込むべき事項の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和4年	第1回定例会に条例案提出

条例に盛り込む主な項目の概要

(1) 条例制定の目的と公契約に係る基本方針について

- ・公契約に関する基本方針を定め、適正な競争に基づく公平かつ公正な入札制度の確立、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保、公契約の適正な履行及び品質の確保により、地域経済の活性化と区民の福祉の向上に寄与することを条例の目的として定める。
- ・公契約に係る手続の透明性の確保や不正行為の排除、労働者の適正な労働条件の確保、公契約の適正な履行の確保、区内業者の受注機会の確保を公契約に係る基本方針として定める。
- ・区と受注者のそれぞれが果たすべき基本的な責務を定める。

(2) 対象となる労働者の範囲と労働報酬下限額の設定等の規定について

- ・対象となる労働者については、下請け業者の労働者や派遣労働者、一人親方等を含むものとする。
- ・労働者の適正な労働環境を確保するために必要な受注者が支払う報酬の下限額（労働報酬下限額）の設定等について規定する。

(3) 対象となる公契約の範囲と公契約において定める内容について

- ・目的規定や基本方針等、区と受注者が守るべき基本的なルールについては、すべての公契約を対象とする。
- ・対象となる公契約の範囲については、工事：予定価格1億8,000万円以上、委託：予定価格1,000万円以上のうち特定の業種に該当するもの、指定管理者と締結する協定：原則としてすべての協定を対象とする。
- ・対象となる公契約については、労働報酬下限額以上の報酬支払い義務や区への報告書の提出、受注者の連帯責任条項等を定めることとし、区と受注者の双方合意の上で適用させる。

(4) 是正措置等について

- ・条例に定める事項の遵守状況を確認するための立ち入り調査や違反事実があった場合の是正措置等について規定する。

(5) (仮称) 中野区公契約審議会の設置について

- ・労働報酬下限額の設定にあたっては、事業者と労働者双方の代表や外部有識者を含む附属機関（(仮称) 中野区公契約審議会）を設置し、客観的かつ公平な議論を踏まえて設定する。
- ・(仮称) 中野区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定のほか条例の運用状況に関する事項など、区長が特に必要と認める事項に関する審議も行う。